

平成26年1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	3月4日 午前10時00分		
	散 会	3月4日 午後2時06分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		
住 民 課 長	山 城 徳 男			

平成26年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 1 号

平成26年 3 月 4 日（火曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		村長の施政方針	
6	議案第 2 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
7	議案第 3 号	今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第 4 号	今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について	説 明
9	議案第 5 号	今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第 6 号	土地の取得について	説 明
11	議案第 7 号	指定管理者の指定について	説 明
12	議案第 8 号	村道路線の認定及び変更について	説 明
13	議案第 9 号	平成26年度今帰仁村一般会計予算について	説 明
14	議案第 10 号	平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について	説 明
15	議案第 11 号	平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について	説 明
16	議案第 12 号	平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について	説 明
17	議案第 13 号	工事請負契約について	説 明
18	報告第 1 号	専決処分の報告について	報 告
19	報告第 2 号	専決処分の報告について	報 告
20	報告第 3 号	専決処分の報告について	報 告
21	同意案第 1 号	教育委員の任命について同意を求める件	説 明

○ 議長 久田浩也君 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成26年第1回今帰仁村議会定例会を開会いたします。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 東恩納寛政議員及び2番 石川清友議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの16日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月19日までの16日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書がお手元に配布されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理をした、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配布の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

3. 12月1日 東村村制施行90周年記念式典・祝賀会に参加いたしました。

4. 12月2日 町村議会議長会定例役員会が開催されました。

5. 12月3日 北部市町村議会議長会第3回理事会及び総会が開催されました。

6. 12月5日 平成25年度納税表彰式が開催されました。

7. 12月9日 今帰仁村民生委員・児童委員感謝の集いが開催されました。

8. 12月20日 年末年始の交通安全県民運動出発式が開催されました。

9. 12月26日 北部広域市町村圏事務組合議会第37回臨時総会が開催されました。

10. 1月2日 新春ロードレース大会が開催されました。

11. 1月4日 今帰仁村新春の集い・成人式が開催されました。

12. 1月6日 平成26年消防出初式が開催されました。

13. 1月9日 J Aおきなわ北部地区新春の集いが開催されました。

14. 1月15日 北部12市町村議会議長会新年会が開催されました。

15. 1月18日 第7回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーが開催されました。

16. 1月26日 今帰仁郷友会新年会に参加をいたしました。

17. 2月5日 「ふれあい少年の翼」結団式が開催されました。

18. 2月12日 町村議会議長会定例理事会が開催されました。

- 19. 2月14日 那覇空港新国際線旅客ターミナルビル竣工式典及び落成式に参加をいたしました。
 - 20. 2月18日 町村議会議長会第43回定期総会が開催されました。
 - 21. 2月20日 町村議会議員・事務局職員研修会が開催されました。
 - 22. 2月28日 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰受賞祝賀会に参加をいたしました。
- これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 村長行政報告を行います。

- 12月
 - 1日 東村村制施行90周年記念式典・祝賀会に参加しました。
 - 3日 第3回高齢者カラオケ発表会が開催されました。
 - 4日 高齢者健康教室を開催しました。
 - 〃 北部森林組合理事会に出席しました。
 - 5日 平成25年度納税表彰式を開催しました。
 - 9日 今帰仁村民生委員・児童委員感謝の集いに参加しました。
 - 〃 「人権作文発表会」が今帰仁中学校で開催されました。
 - 16日 「酒田市少年の翼」引率者歓迎会を行いました。
 - 20日 年末年始の交通安全県民運動出発式を行いました。
- 1月
 - 2日 新春ロードレース大会が開催されました。
 - 4日 平成26年村成人式、新春の集いを開催しました。
 - 6日 平成26年消防出初式が開催されました。
 - 8日 県市町村長研修会、年始会が開催されました。
 - 9日 J Aおきなわ北部地区新春の集いが開催されました。
 - 15日 北部市町村会新年会が開催されました。
 - 16日 家畜市場初セリが開催されました。
 - 18日 第7回今帰仁グスク桜まつりオープニングセレモニーを開催しました。
 - 26日 今帰仁郷友会新年会に参加しました。
 - 29日 文化財防火訓練を行いました。
 - 31日 沖縄県高等学校新人駅伝競走大会が開催されました。
 - 〃 沖縄振興会議が開催されました。
- 2月
 - 1日 億首ダム竣工式に参加しました。
 - 5日 「ふれあい少年の翼」結団式を開催しました。
 - 7日 国頭地区校長研究大会が開催されました。
 - 14日 那覇空港新国際線旅客ターミナルビル竣工式典及び落成式が開催されました。
 - 21日 今帰仁村きのこ生産出荷施設運営協議会を開催しました。
 - 22日・23日 第3回沖縄オープンディスクゴルフ大会が開催されました。
 - 24日 平成25年度第2回北部きのこ生産団地運営協議会が開催されました。

- 2月 25日 北部市町村会総会が開催されました。
27日 県町村会総会が開催されました。
28日 警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰、受賞祝賀会に参加しました。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長 久田浩也君 これで行政報告は終わりました。

日程第5. 「村長の施政方針」となっております。村長より施政方針を述べさせます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

はじめに

平成26年今帰仁村議会第1回定例会の開会にあたり、私の村政運営に対する基本姿勢と所信を述べ、村議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成26年度は、基本施策といたしまして、引き続き今帰仁村第四次総合計画前期基本計画の着実な実現に向けて、本村の基幹産業である農林水産業と観光の有機的つながりによる村おこしの拠点づくり、活力と安らぎのある健康村づくり、生活環境基盤の充実、総合的な地域福祉の更なる拡充、幼稚園から高等学校まで地域型の一貫教育を実施する北山学園構想などを柱に村政運営に取り組んでまいります。

県内の経済は、観光関連を中心に景気は拡大しているといわれておりますが、依然として県民所得は厳しい状況にあります。

そのため、沖縄県の振興については、沖縄21世紀ビジョン基本計画と実施計画が策定され、将来像の実現に向け取り組むため、沖縄振興に資する事業を県及び市町村が自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興特別推進交付金（以下「一括交付金」という。）の制度が創設され3年目をむかえます。

沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費（ハード事業）や沖縄北部連携促進特別振興事業（ソフト事業）（以下「北部連携促進事業」という。）の効果が発現して村民サービスに大きく寄与しております。

村民福祉サービスに対応するため今後とも広く村民の声や意見を聴取し、引き続き事業の採択に向け全庁を挙げて全力で取り組んでまいります。

東日本大震災を教訓に平成25年度に策定した今帰仁村地域防災計画に基づき村民の防災意識の啓発を図り、地域の防災力を高めるため、年次的に各地区で避難訓練を行ってまいります。地域防災体制の充実・強化に併せて平成26年度は、一括交付金（特別枠）を活用して防災行政無線の導入を実施してまいります。

本村の基幹産業は農業であり、農業を中心として他産業との連携を強化するとともに、引き続き農作物被害防止施設等の整備推進を図り、災害に強い農業を目指します。またTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）の交渉参加につきましては、今後とも反対の意思を堅持していきたいと考えております。

村全体の産業振興を図るため、民泊事業等を中心として村観光協会の活動及び事業を強力に推進し、農工商連携を図りながら6次産業化の促進に取り組んでまいります。

村民が住み慣れた地域で、健康に暮らせることは、村民誰もが等しく願うことです。「健康づくりの第

1歩は、歩くことから」を合い言葉に、ウォーキングの推進を図るため、全庁をあげて広く村民に呼びかけてまいります。

高齢者や障害者等の社会的弱者を含む全ての村民が、生きがいのある豊かな生活を送り、明るく住みよい社会を実現するため、保健・医療・福祉が調和のとれた総合的な地域福祉の充実に努めてまいります。

今帰仁村の未来を背負っていくのは子供たちです。子供を安心して生み育てられるよう引き続き子育て支援を行ってまいります。

学校教育におきましては、児童生徒の個性の尊重を基本に心豊かな人間性の育成を目指すとともに、確かな学力を身につける教育を推進していきたいと考えております。また、学業面はもとより、体育・文化的な活動においても一層の向上が図られるよう努めてまいります。

以上、私の村政運営にあたっての所信の一端を申し上げましたが、今後とも村民との対話を重視し、村民の参加促進を図りながら、透明性を高めるため情報公開の更なる充実に努めてまいります。また、引き続き行財政改革を推進し、自立できる村づくりに取り組み、村民の目線に立った村政運営を目指していく所存ですので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算編成について

歳入において、国庫支出金の総額は1億4,943万2,000円増で、その主な要因としては、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業の臨時給付事業があり、民生費国庫補助金で8,003万9,000円の増、村道事業については、村道仲尾次水溜橋改良事業や村道古宇利線改良事業の増額があり、土木費国庫補助金を6,840万円の増となっております。

一方、県支出金の総額は4,283万3,000円の増で、一括交付金の特別枠である今帰仁村地域安心・安全告知整備事業の計上により、総務費県補助金は2億9,388万円の増となっておりますが、村づくり交付金事業の事業費減に伴い、農林水産業費県補助金では2億1,619万2,000円の減となっております。

歳出につきましても、一括交付金の特別枠計上で、総務費は1億9,368万3,000円の増に対して、農林水産業費は2億7,112万5,000円の減で、土木費は8,648万1,000円の増となっております。いずれも補助事業の増減に伴うものであります。

さらに、民生費は1億62万2,000円の増で、依然として社会保障関係経費の増加傾向が見られ、民生費に占める一般財源は8億7,446万1,000円となっており、財源負担は伸びてきております。

このようなことから、平成26年度の一般会計予算額は51億7,920万4,000円で前年度対比1億5,518万5,000円の増となっております。

地方行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることから、自主財源である村税等の更なる収納率向上に向けた体制づくりを行うとともに、経常経費の削減に取り組み、健全な財政運営を図るため消費税率の引上げ及び行財政改革を念頭に置き、公共料金等の見直しに向けて取り組みを進めてまいります。

続いて、施策の概要についてご説明を申し上げます。

自主財源の確保について

○税収の向上に向けて

村税は、村財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。産業活動を活性化させ税収増を図るため、企業誘致並びに既存事業所や新たな取り組みを行う事業所を積極的に支援するとともに、雇用促進等に積極的に取り組んでまいります。

また、税制改正に伴う村税等の負担増については、納税者の税制に対する理解を得るため、より一層の努力をしてまいります。収納向上対策については、徴収職員や村税等滞納整理嘱託員の徴収技術の一層の向上に努めるとともに、滞納管理システムを駆使しての収納及び名護税務署や名護県税事務所との一層緊密な相互連携により累積滞納額の縮減に努めてまいります。さらに徴収の公平性を保つ観点から、国税、地方税の各税法にのっとり、滞納処分の徹底を図り、徴収率の向上に取り組んでまいります。

○納税意識の高揚を図るために

村民各層に税を正しく理解していただき、納税意識の高揚を図るため、租税に対する啓発活動を引き続き推進していきたいと考えております。

児童生徒には、村税が地域社会を運営するための会費としての性格を理解させ、更に納税者としての義務を自覚しながら税に関する見識を涵養することを目的に、「税の作文・標語コンクール」など租税教育の充実を図ってまいります。

安心できる窓口「住民サービス」の向上について

住民サービスの向上を図るため、窓口での接遇については、常日頃から細心の気配りを心がけ、親切、丁寧に誠意を持って接し「さわやかな親しみのある窓口」を目指します。窓口業務における住民サービスの更なる充実を図るため、常に村民の立場に立ち、正確かつ迅速に対応するとともに、一層きめ細かなサービスに努めてまいります。

子育てしやすい村づくりについて

「子どもの笑い声が聞こえるむらづくり」として、子育てしやすい環境づくりと次代を担う子どもたちが健やかに育っていけるよう、子育て支援サービスの充実に力を注いでまいります。

そのため、本村の目指す子育て支援策や具体的目標を定める「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、平成25年度に行ったアンケート調査結果を基に策定し、地域のニーズや実情にあった子育て支援策の実現を図ってまいります。

また、消費税率の引き上げに伴う低所得者世帯や子育て世帯への影響を緩和するため国の施策である臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業を実施してまいります。

○子育て応援について

保育サービスにつきましては、利用者の期待に応える保育所の運営を目指し、通常保育、一時保育事業を行い、障がい児保育についても保育所の持つ機能を活用し、健常児と一緒に保育することで成長を支援してまいります。

さらに、平成25年度から導入した放課後児童健全育成事業により、村内学童保育の運営の安定を図ることで、学童利用料を減額することによって保護者の負担軽減につなげ子育ての支援に資するため同事業を継続してまいります。

保育所定員の弾力化措置を講じて、待機児童の解消に向けて取り組みを引き続き実施してまいります。

また、子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、「子育て支援センターじんじん」において、子育てについての相談や指導、情報提供、親子の交流等をとおして、子育て世代の親の負担軽減に努めてまいります。

その他、「やんばる町村ファミリーサポートセンター」事業を引き続き実施して子育て支援を行ってまいります。

子育て世帯への経済的負担の軽減策として実施している「こども医療費助成事業」について、平成26年4月診療分からは医療費助成の自動償還方式を導入して保健センター窓口での受給申請手続きを不要として保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。村独自の子育て支援策として、すこやか子育て応援支援金事業、県から権限移譲された未熟児の入院に係る医療費を支給する未熟児養育医療給付事業を継続してまいります。

○母子及び父子の福祉について

ひとり親家庭への支援として、母子家庭及び父子家庭の実態を的確に把握し、適切な自立支援をはじめ、医療費助成事業の実施並びに母子会活動を補助して生活意欲の高揚を図ります。

また、保育所の保育料算定において、寡婦控除みなし適用を行うことで保育料の負担軽減を図り、母子及び父子の福祉増進に努めてまいります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時24分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 福祉保健行政の推進について

○高齢者福祉について

高齢化が一段と進む中で、高齢者の方々が可能な限り住み慣れた家、住み慣れた地域において元気でいきいきとした生活が送れるよう「笑顔あふれる健康長寿の村をめざして」を基本理念に「第6期高齢者福

祉計画」を策定し高齢者の福祉の増進に努めてまいります。

○介護保険について

本村では、高齢者が要介護状態に陥らないように沖縄県介護保険広域連合と連携し、「自分らしく健康長寿」の実現をめざし第5期介護保険事業計画に基づく介護予防事業に取り組んでまいります。

地域包括支援センターにおいて訪問による介護相談事業に取り組むとともに、認知症を正しく理解していただくための講座の開催や、地域包括ケアシステムの基盤づくりを進め、高齢者が要支援・要介護状態にならないため介護予防を重視した施策を展開してまいります。

○障がい者福祉について

「障がい者福祉の推進」につきましては、障害者総合支援法に基づき、福祉サービスの適切な情報提供と相談支援事業を継続実施し、障がいのある方もない方も地域で安全で安心して自立した生活が送れるよう支援してまいります。

平成26年度も引き続き手話通訳者を配置し、手話を第一言語とする聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図ってまいります。

また、県からの権限移譲による身体障がい児の特定疾患に係る育成医療費支給事業を実施するとともに、引き続き障がい者に対する相談支援体制の確保や医療費の助成に取り組んでまいります。

○地域福祉について

豊かな地域福祉を実現するため、最も身近な地域福祉活動の担い手である民生委員等と連携し高齢者・障がい者等のニーズに応え、地域に密着した支援体制を構築し、人々にやさしい村づくりの推進に努めてまいります。また、要援護者の見守り・発見・相談機能を強化し、村民一人ひとりが自分らしく生活を送ることができるよう福祉基盤の充実を図ってまいります。

国民年金は、村民の老後の経済的な支えである老齢基礎年金ばかりでなく、障害基礎年金、遺族基礎年金など一生かかわっていく社会保障制度です。関係機関との協力連携のもと年金制度の周知を図り、特に若年層の年金制度に対する意識の向上を図り、無年金者がでないよう該当者の加入促進を推進してまいります。

健康づくりの推進について

「健康づくりの推進」につきましては、本村は、糖尿病や高血圧等を起因とした人工透析や心・脳血管疾患が多く、また悪性新生物の死亡率が1位にあることから継続して、住民健診やがん検診、婦人がん検診、保健指導の充実に取り組んでまいります。健康づくりの基本は「食生活改善」と「歩くこと」にあることから村民へ活動量計を貸与し、毎週火、木の定例ウォーキング教室や毎月第1日曜日の村民健康ウォーキングの集いを通して日常生活での「歩け歩け運動」の実践活動事業、食生活推進員養成事業を展

開してまいります。

また、健康まつりなどの事業を計画的に実施することにより、村民一人ひとりが自らの健康を大切に、「健康長寿の村」づくりを合言葉に自分にあった健康増進ができる環境の整備に取り組んでまいります。

子どもと母親の健康づくりに関しましては、乳幼児健診の充実を図り、疾病の早期発見と早期治療につなげるよう支援してまいります。子どもの健やかな成長を支援していくため赤ちゃんへの全戸訪問や乳幼児健診の未受診児訪問、出産や育児に関する相談、健康教育など母子の健康管理を行い、母親の育児不安の軽減や虐待の早期発見に努めてまいります。また、妊婦一般健康診査票を基に妊娠中の健康管理や風疹の予防接種、不妊症及び不育症のため子どもを持つことが困難な夫婦が希望を持てるよう治療に係る費用について、平成26年度も引き続き助成を行ってまいります。

65歳以上高齢者の感染症の予防対策として平成26年度からは新たに肺炎球菌の予防接種助成事業を実施し、インフルエンザ予防接種助成事業についても引き続き助成を行ってまいります。歯科保健についても歯周病検診や、幼児のフッ化物塗布など虫歯予防対策を推進し、生涯を通した歯の健康づくりを推進してまいります。

自殺予防対策につきましては、社会福祉士等の専門職を配置してきめ細かな相談体制の整備を図り、支援が必要な方への個別対応や相談を実施するとともに、うつ病予防講演会、心の健康相談会を開催し自殺予防に引き続き取り組んでまいります。

また、本村では、高齢者が健康でいきいきと暮らし健康寿命を延ばす取り組みを実践できるよう「今帰仁村健康長寿むらプロジェクト」を立ち上げております。「健康なきじん21」、「健康長寿プロジェクトアンケート調査の集計・分析報告書」に基づき健康長寿の基本システムを構築し、ヘルスツーリズムのプログラムを開発して今帰仁村健康長寿体験滞在型観光の促進事業を展開してまいります。

後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療につきましては、運営主体の沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携し、高齢者が必要とする保険事業の実施と適正な医療給付に努めてまいります。

本村の高齢者医療費は、増加傾向にあります。村では高齢者の健診・健康づくり等を重点課題とし、肺炎球菌ワクチン接種助成事業を平成26年度も継続して実施してまいります。

国民健康保険事業の運営について

国民健康保険につきましては、厳しい財政状況のなか、財源の確保や医療費抑制に取り組むとともに、適切な予算執行のもと国保運営に努めてまいります。

村では被保険者の負担を軽減するため毎年一般会計からの繰入れを行い、国保財政を支えておりますがご承知のとおり累積赤字を抱え、国保の財政運営は危機的な状況になっております。

平成26年度は、健康づくりと国保財政について村民への周知を図り、国保の運営状況について、共通理

解が得られるよう努めてまいります。

また、国保財政の健全化策として、生活習慣病の予防対策や心の健康づくり事業を実施するとともに、多受診者対策やジェネリック医薬品の利用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化に努めてまいります。

さらに、安定した保険税の収納確保のため、引き続き未申告者や未加入者、未納者の把握を行い、口座振替納付の促進を図るとともに、納期内納付の督促や長期未納者との納税相談、電話による催告を継続的に実施してまいります。

特に若い世代の加入者については、未納者が多いため保険制度への理解が得られるよう納付指導を促進して国保財政の健全運営に努めてまいります。

環境衛生について

快適な生活環境の保持・増進に向け、村民や事業者、関係団体等と連携しながら、ごみの減量化やリサイクルを推進し、ごみの適正な処理に取り組んでまいります。さらに、本部町今帰仁村清掃施設組合と連携して、平成27年度からのごみ有料化実施に向けて村民へのご理解と周知を図ってまいります。

また、不法投棄が後を絶たない現状があり、引き続き撤去及び不法投棄パトロールを強化してまいります。

ハブ嚙傷防止対策については、ハブ等の買上げ制度を継続実施するとともに、村民が安心して生活し、農作業などの生産活動ができるようタイワンハブ等の有害生物の撲滅に努めてまいります。

狂犬病予防対策については、引き続き狂犬病予防注射を行い野犬の捕獲や飼い犬の適正な飼い方について啓発を図ってまいります。

墓地行政については、墓地埋葬法に基づき平成26年度に墓地実態調査を行い、平成27年度は墓地基本計画を策定し、有効な土地利用や村づくり及び観光振興に努めてまいります。

地球温暖化対策の推進については、今帰仁村地球温暖化対策実行計画に基づき削減目標を掲げ、継続して取り組んでまいります。

農林水産業の振興について

○農業の振興について

本村の基幹産業は農業であり、農業を中心として、二次産業や三次産業などの他産業と一体的に振興を図る積み上げ方式の産業振興を目指してまいります。

これまで、スイカ（平成12年度）をはじめ、輪ギク（平成15年度）、小ギク（平成15年度）、マンゴー（平成23年度）が県の園芸拠点産地の認定を受けております。

平成26年度の主な新規事業としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の支援を受けて、団体営かんがい事業として「天底第一地区農業用排水施設実施設計」を計画しております。

有害鳥獣による農作物被害対策については、国の支援で箱ワナによる捕獲、銃器による駆除を実施してまいりましたが、抜本的な解決策を図るため「有害鳥獣駆除対策事業（カラスの口ばし買い取り）」を引き続き実施してまいります。

主な継続事業としては、団体営かんがい事業（両運天地区）の事業実施と、東日本大震災や台風被害で農林漁業セーフティネット資金を借り受けた農家の支援として、「農業災害対策特別資金利子補給金事業」を実施してまいります。

特に、「災害に強い栽培施設整備事業」の支援策を県へ積極的に要請してまいります。

また、「人・農地プラン」の一環で、担い手育成を支援する「青年就農給付金事業（経営開始型）」を推進してまいります。さらに、生産から加工、販売まで業務展開する農業経営の6次産業化を促進し、観光産業との連携を図ってまいります。

○畜産の振興について

本村は、肉用牛（子牛）の拠点産地（平成22年度）の認定を受け、県内でも有数の畜産業が盛んな地域であり、さらに村和牛改良組合などが中心となって、繁殖雌牛の改良や子牛の育成技術の向上など、関係機関と地域が一体となって取り組んでおります。

このような状況のなか、新規事業として、一括交付金を活用し、優良母牛導入について助成することで、母牛飼育頭数増加による生産基盤の確立を図る目的で「今帰仁村優良雌牛導入支援事業」を実施してまいります。

主な継続事業としては、畜産担い手育成事業で整備した草地の適正な管理を図るため「肉用牛生産振興特別対策事業」により、農業機械の導入を実施してまいります。

また、沖縄で古くから家畜として飼育されております山羊は、村内でも多数飼育されております。畜産業として山羊の可能性を検討する機会を確保するため、山羊共進会の開催を継続して計画しております。

○林業の振興について

適切な森林整備を通じて、森林レクリエーションやグリーンツーリズム等により村外観光客の誘致を促し、森林を健康づくりや癒しの場、及び野外活動の場として、乙羽岳森林公園を中心に施設の利活用を推進してまいります。

継続事業としては、森林の公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるために、「森林環境保全直接支援事業」を実施し、望ましい森林資源の姿に誘導するとともに、松くい虫防除についても「森林病害虫等防除事業」による薬剤散布や伐倒駆除を行い、発生源の減少や蔓延防止に努めてまいります。

また、村内保安林についても機能強化を図るため「環境美化推進事業（一括交付金事業）」を実施し、防風防潮効果を高め、村民生活の安定と農産物被害の低減を図ってまいります。県営防風林造成事業や県営海岸防災林事業の実施についても県へ要請してまいります。

特用林産物の振興については、村内で大規模生産しているエノキタケに続くエリンギの生産施設が「茸

第2生産施設整備事業」として完成し、平成25年度より生産を開始しております。

今後とも、同施設の運営に対して、販売促進などの支援をまいります。

○水産業の振興について

村では、これまで水産業の振興を図るため、地域水産物供給基盤整備事業や漁業再生交付金事業を進めることで漁港の基本施設を整備し、あわせて、村漁協と連携し、加工施設などの整備を進め、漁業生産基盤の強化を図ってまいりました。

また、引き続き安定した漁業経営を行っていくため「つくり育てる漁業」と「資源管理型漁業」の推進も重要な課題として、ウニ放流事業への支援、安定した漁獲量を確保するため、保護区域や漁期を設ける資源管理型漁業への支援、さらに漁場を守るためにオニヒトデ駆除事業等の支援をまいります。

新規事業と致しまして、「運天漁港整備基本計画書作成」、「今帰仁地区漁港海岸台帳整備」を実施いたします。

そして、平成25年度より実施の一括交付金を活用した観光力基盤強化事業により「今帰仁ハーリー大会」や「水産多面的機能発揮対策事業」を継続支援まいります。

商工観光の振興について

本村の商業は、車社会を背景とした消費者の行動範囲の拡大や村外における郊外型大型店舗の進出により、厳しい経営を余儀なくされております。

村といたしましては、これまでと同様に商工会活動に対して助成を行い、村商工会と連携をとりながら、商工業の振興を図ってまいります。

あわせて、地域の求職者の雇用機会を創出する取り組みを支援する雇用対策事業、いわゆる沖縄県緊急雇用創出事業を導入し、6件の継続事業を展開することにより、産業の振興と雇用機会の拡大に取り組み、地域活性化を促進してまいります。

今後は、観光ルートを確立して、観光の周遊性を高め、観光ルート上における地域特産品の販売、地産地消拠点の整備や体験型農業、民泊、エコツーリズムなど地域住民が主体となった地域交流型の施策展開を図ってまいります。

平成24年度より、実施されております一括交付金を活用した観光力強化事業を、平成26年度も引き続き実施してまいります。同事業の内容としては、「第4回古宇利島マジックアワーRUN in 今帰仁村」・「現代版組踊北山の風」・「第8回今帰仁グスク桜まつり」の取り組みを支援してまいります。

また、村観光協会と連携し、民泊受け入れを推進するため「今帰仁村体験型観光振興事業」を実施してまいります。

さらに、村内観光地等の保全を図るため「環境保全美化推進事業」を平成26年度も継続してまいります。

以上の施策を展開することで、村商工会及び村観光協会と連携し、農林水産業と観光を結び付けた村独自の「観光立村」の構築を図ってまいります。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時46分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時00分)
村長。
- 村長 與那嶺幸人君 建設事業について

国は、政策の中で経済再生を柱とする経済対策において経済の成長力底上げ及び持続的な経済成長の実現を図るため、継続して公共事業を拡大する方針を打ち出しております。

村内においては、農業の振興や環境問題に対する関心の高まり、また生活環境の改善向上、車両利用の機会が増えたことで、道路整備や排水路整備など、村民の行政に対する要望はますます強まり、多様化しております。

村民のニーズに応えるため、産業の振興、村民生活の利便性の向上、交通安全対策、生活環境の改善など、建設事業を推進してまいりました。平成26年度において、各種の補助事業を導入し村民生活と福祉の向上に努めてまいります。

平成26年度も継続事業として一括交付金を活用した環境保全美化推進事業、景観形成強化事業、今帰仁城跡周辺環境整備事業、風景づくり推進事業を実施してまいります。

また、北部連携促進事業を活用した村道与那嶺諸志線道路改築事業や沖縄振興公共投資交付金を活用して村道古宇利線の改良工事を実施してまいります。新たに、社会資本整備総合交付金を活用した村道仲尾次水溜橋の橋梁架け替えを実施してまいります。

次に、村づくり交付金事業は3地区で事業を実施してまいります。今帰仁西部地区、今帰仁中部地区、今帰仁東部地区を対象にした農道整備工事、農業集落道整備工事等を実施してまいります。

運天港については、平成25年度に運天港施設内の緑地公園の舞台及び広場を利用して、今帰仁村、伊是名村、伊平屋村の三村交流事業として「いいな運天港いちゃり場まつり」のイベントを開催いたしました。平成26年度もイベントを開催し、運天港活性化に向けて取り組んでまいります。

水道事業について

水道事業は、村民の水需要に応えるため毎年のように多額の投資をし、施設の改善と整備を進めております。しかし、依然として老朽化した施設が多いことと水質の改善などに多くの課題を抱え、厳しい状況にあります。

これらの課題を解消するため、水道事業の目的である「清浄にして豊富低廉な水の供給」を目指し、平成26年度も国庫補助事業を導入して事業を推進してまいります。

平成26年度は、諸志地区の導水管、配水管布設工事を計画しております。また、天底地区においては配水管布設工事などを計画しております。さらに、湧川地区においては配水管布設工事等の施設整備を計画しております。財務においては、地方公営企業法の一部適用を行い、公営企業会計へ移行してまいります。

今後も、簡易水道事業統合計画に基づき、3地区簡易水道の事業統合に向けて取り組んでまいります。

学校教育の充実について

○北山学園構想（地域型幼小中高一貫教育）について

平成24年度より、幼児・児童生徒の学力向上と人格形成をねらいに本村の幼稚園から高等学校までの連携教育を充実させ、特色ある地域型の一貫教育を実施しております。

平成25年度は学習支援員の配置、名桜大生ボランティアの活用やプレ高校入試・プレ中学校入試の実施など、学力向上施策を実施し、子供達の意識の変革と上級学校への意欲付けを行いました。

今後、地域の人材資源を活用した取り組みなどにより、キャリア教育を最重点施策として日本一の教育立村今帰仁を目指してまいります。

平成26年度も文科省学力調査官を招聘し、教職員の授業力の向上にむけ支援してまいります。

さらに、子供達の国際感覚を養い世界に羽ばたくナキジンチュを育成するため、東ティモールとの交流事業や中高生海外短期留学の実施についても、引き続き推進してまいります。

本村にある県立北山高等学校の理数科の存続はもとより、更なる活性化に向け、国公立大学進学に対応する「未来を担う人材育成事業」（北山塾）の取り組みを継続し、一村一校の中学校と高等学校の中高連携を更に深化発展させ、村を挙げて支援してまいります。

○豊かな心を培う教育の推進について

今帰仁村は、以前から教育立村と言われそれを誇りに歩んできました。これからも子供達一人ひとりの個性を大切に、人間として調和のとれた成長が遂げられるよう環境を整備してまいります。

学校においては、道徳教育や特別活動を充実させ、ボランティア活動や自然体験活動等の豊かな体験を通じた心の教育に取り組んでまいります。

また、地域の伝統や文化に誇りを持ち、「文化村今帰仁」の担い手となる子供達を育成してまいります。

○確かな学力の推進について

学校の教育活動を通じて、幼児・児童生徒一人ひとりにこれからの社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培い、「確かな学力」の育成を図ります。

本県の学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プランⅢ」を踏まえ幼児・児童生徒一人ひとりに「学校での学び」と「実社会」とのつながりを実感させ、主体的な学びを形成し、「夢や希望」の実現を目指します。

また、「算数科」の教科コーディネーターの配置3年目をむかえ、教職員の指導力の向上及び指導方法の工夫改善について研究実践の中から、子供達の学力向上に効果を挙げており、引き続き推進してまいります。

○たくましい心と体を育む教育の推進について

学校における体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体として捉え、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、自ら運動する意欲を育み積極的に運動に親しむ資質や能力

を育成するとともに、基礎的な体力を高めてまいります。

豊かな学校生活を営むためにも運動部活動については、生徒が自己の能力に応じて、より高い水準の技能や記録に挑戦する環境を整えるため、外部指導者の活用を促進しながら学校と連携して更なる活性化を図ってまいります。

○学校・家庭と連携した食育の推進について

学力向上施策の一環である「早寝・早起き・朝ごはん」や国・県の食育の推進を受けて平成23年度より村内各学校で「子供が作る弁当の日」を実施しております。平成26年度も継続実施し定着を図ってまいります。

また、「地産地消」を推奨し、生産者や食材、関係する人々に感謝の気持ちを持つことのできる児童生徒を育成してまいります。

○幼稚園及び各学校の教育環境の整備について

特色ある学校、魅力ある学校づくりのため、教育環境の整備、環境美化などについて、学校、家庭、地域、行政が連携して学校教育を支援してまいります。

また、特別な支援を要する幼児・児童生徒に対してもこれまで同様、人材を配置し積極的に支援し、個に応じた指導の推進を図ってまいります。

○家庭・地域における取り組みについて

本村の児童生徒の良さと課題についてよく見極め、子供の情緒を安定させ安心して生活できる環境をつくることや基本的な生活習慣を身につけることの大切さを家庭・地域に説明し、理解を深めてまいります。

具体的な取り組みとしては、「あいさつ」の村づくり宣言の推進、目指そう日本一の「教育立村今帰仁」を掲げ、家庭学習の習慣化や読書活動を推進し、学校、家庭、地域が連携を図り取り組んでまいります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前11時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前11時12分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 社会教育の振興と生涯学習の推進について

村民の生涯学習の場として中央公民館、運動公園を活用して、公民館講座や高齢者教室、体力作り等を開催し、社会教育の振興と生涯学習を推進し地域社会の教育力の向上に努めてまいります。

また、子育て支援の観点から社会教育の役割として、子どもの健全な成長が図られるよう学校、家庭、地域と連携し支援してまいります。

乳幼児、児童生徒の豊かな人間性を育むため平成26年度も引き続き、ブックスタートや読み聞かせを重点に学習機会・自然体験の充実を図り、子ども達の「生きる力」を育ててまいります。

子ども会、ジュニアリーダー、青年会の育成を支援するとともに、世代間交流や他市町村との交流事業も積極的に展開し、地域活動の活性化に取り組んでまいります。

村立図書館は旧今帰仁中学校跡図書館で仮オープンし、村民に図書の貸し出しを進めてまいります。それに伴い対米請求権地域振興事業により図書を購入し、施設の充実を図ってまいります。

青少年の健全育成について

子どもたちが安全・安心な環境の中で、いきいきと過ごせるよう、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割に努め、また、連携を構築できるよう支援してまいります。

山形県酒田市児童との交流事業は平成24年度から一括交付金を活用し、これまでの3泊4日から4泊5日に拡充して、東京体験学習（東京大学見学等）を追加してまいりました。「今帰仁村ふれあい少年の翼」が24回、「酒田市少年の翼」は21回を数えております。児童の体験学習や交流活動を通して見聞を広め、研修内容の充実を図りながら次世代のリーダー育成を目的に、これからも積極的に推進してまいります。

有形・無形文化財の調査・保存整備・継承活用について

本村は文化財の調査・保存・整備・継承の活用を積極的に推進しております。平成26年度は、新規事業で今泊区の文化的景観保全管理計画（平成27年度まで）を策定し、集落景観の保全を図ってまいります。

国指定史跡の今帰仁城跡附シイナ城跡については、史跡等総合活用事業を活用し、馬車道の舗装整備等を進め併せて保存管理計画に基づき、指定地の拡大と指定地内の買い上げ事業を促進し恒久的な保存に努めてまいります。

歴史文化センターの常設展示及び企画展示は、身近なテーマを通して、歴史と文化を発見し学習する場となっており、これからも調査研究した成果を地域に還元していく施設として、歴史・文化等の継承及び活用に努めてまいります。

また、平成26年度は一括交付金を活用し、国宝に指定された今帰仁城ゆかりの千代金丸の複製品を作成し、展示してまいります。

社会体育スポーツの振興について

村民に手軽にスポーツに親しんでもらうための環境づくりに積極的に努め、スポーツ推進委員や村体育協会及び総合型地域スポーツクラブ・ナスクとの連携を充実させてまいります。

村総合運動公園の施設充実を図るため、平成24年度から一括交付金を活用し、「今帰仁村総合運動公園施設強化事業（平成24～28年度）」を導入し、平成26年度はテニスコートの全天候型化を整備してまいります。施設の充実はスポーツツーリズムによる県内外からの誘客及び村民のスポーツの振興と向上、更に

は村民の健康増進に一層寄与するものと考えております。

おわりに

これまで平成26年度の基本姿勢と主要施策を申し述べてまいりましたが、これらを執行するための当初予算として、

一 般 会 計	51億7,920万4,000円
国民健康保険特別会計	17億1,047万1,000円
後期高齢者医療特別会計	8,217万8,000円
簡易水道事業会計	11億1,219万6,000円
総 額	80億8,404万9,000円

以上、平成26年度の村政運営の基本姿勢と施策並びに予算案について申しあげてまいりましたが、予算の執行にあたりましては全職員が一体となって、なお一層の努力をしていく所存であります。

ここに今帰仁村議会議員をはじめ、村民各位のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、平成26年度の施政方針といたします。

平成26年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 久田浩也君 以上をもって村長の施政方針を終わります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時20分)

日程第6. 「議案第2号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第2号

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

職員定数の見直しのため、この条例を提出します。

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「92」を「93」に改め、同条第4号中「23」を「22」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表がございますので、お目通しを願います。以上でございます。

- 議長 久田浩也君 日程第7. 「議案第3号 今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第3号

今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、社会教育委員の構成を一部改正する必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村社会教育委員に関する条例（昭和49年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者」を「、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表がございますので、お目通しを願います。

○ 議長 久田浩也君 日程第8. 「議案第4号 今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第4号

今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例について

上記議案について、別紙のとおり廃止したく議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

平成3年12月沖縄郵政管理事務所と締結した土地建物売買契約書第12条の指定期間満了及び建物の老朽化、今帰仁村社会福祉協議会の施設内に地域交流プラザ（パル）に代わるスペースが確保できたことにより、本条例を廃止し同土地建物の多様な活用を図るため、この条例を提出します。

今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例を廃止する条例

今帰仁村地域交流プラザの設置及び管理条例（平成6年条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第9. 「議案第5号 今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第5号

今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正され、平成26年4月に税率が改定されることに伴い、所要の措置を講ずる必要があるため、この条例を提出します。

今帰仁村水道事業給水条例の一部を改正する条例

今帰仁村水道事業給水条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第26条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今帰仁村水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第26条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成26年4月30日までの間にその額が確定するものに係る新条例第26条に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとする。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第10. 「議案第6号 土地の取得について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第6号

土地の取得について

次により土地を取得したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

記

1 土地の表示

別 紙（今帰仁村字今泊4610番外28筆）

2 取得の目的

史跡今帰仁城跡附シイナ城跡史跡等買上げ事業用地

3 取得価格

30,413,300円

4 契約の相手方

大阪府大阪市平野区長吉川2丁目2番11号	渡邊 経子外3名
宮古島市平良西仲宗根459番地4	根間 光枝
福岡県行橋市宮市町5丁目1番コパプランカ503号	玉城 厚
宜野湾市佐真下173番地	嘉数 久則
うるま市栄野比93番地5	宮城 敏秋
那覇市辻2丁目14の1辻市営住宅1001号	石嶺 菊枝
浦添市内間5丁目5番18番	佐竹 友江
那覇市宇栄原2丁目5番1号（A）	當間 義信
那覇市三原2丁目10番14号	新城 嘉勝
那覇市松川2丁目4番1号	仲宗根 修
北中城村字仲順200番地3	玉城 昇
大阪府大阪市西成区橘3丁目10番10号	金城 啓一郎
西原町字棚原54番地ムジカ301号	永山 聖健

(別紙) 土地の表示

	字	小字	地番	地目	地積 (㎡)
1	今泊	ハンタ原	4610	原野	633
2	〃	〃	4622	畑	235
3	〃	〃	4623	原野	421
4	〃	〃	4632-1	原野	185
5	〃	〃	4660-1	畑	66
6	〃	〃	4660-2	畑	79
7	〃	〃	4685	原野	422
8	〃	〃	4686	原野	331
9	〃	〃	4696-1	原野	262
10	〃	〃	4696-2	公衆用道路	41
11	〃	〃	4697-1	原野	140
12	〃	〃	4697-2	公衆用道路	45
13	〃	〃	4718	原野	424
14	〃	〃	4732	原野	1,585
15	〃	アタイ原	4938	原野	120
16	〃	〃	4940	原野	274
17	〃	〃	4951	畑	251
18	〃	〃	4967	原野	329
19	〃	〃	4968	原野	1,909
20	〃	〃	4981	原野	245
21	〃	〃	4988-1	原野	374
22	〃	〃	4988-2	公衆用道路	21
23	〃	〃	4989	畑	479
24	〃	〃	5010	原野	176
25	〃	〃	5032-1	畑	242
26	〃	〃	5043	原野	487
27	〃	〃	5044	原野	238
28	〃	〃	5050-1	畑	194
29	呉我山	三謝原	80-1	畑	3,422
	合計		29筆		13,630

次ページに図面等も添付してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第11. 「議案第7号 指定管理者の指定について」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第7号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めます。

記

- 1、施設の名称 今帰仁村グスク交流センター及びその他施設
- 2、指定する団体 上間商店株式会社
今帰仁村字今泊3570番地
代表取締役 上間宏明
- 3、指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

今帰仁村公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第7号）の規定により、本案を提出します。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第12. 「議案第8号 村道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第8号

村道路線の認定及び変更について

次のとおり村道路線の認定及び変更をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

1 認定する路線

整理番号	路線名	起点	終点	備考
174	仲宗根下真喜屋原線	字仲宗根351-2	字仲宗根515-2	

2 変更する路線

整理番号	路線名	新旧別	起点	終点	備考
171	今帰仁城跡線	新	字今泊4591	字今泊4829-2	
		旧	字今泊4591	字今泊2075-4	
10	今泊親泊原線	新	字今泊2212-2	字今泊1479	
		旧	字今泊5096-3	字今泊1479	

提案理由

- ・整理番号174は主要地方道名護運天港線の一部管理移管による村道認定のため
- ・整理番号171は今帰仁城跡線の一部管理移管による起点・終点の見直しのため
- ・整理番号10は今泊親泊原線の一部廃止による起点・終点の見直しのため

次ページ以降、参考図として平面図を添付してございますので、お目直しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時35分)

日程第13. 「議案第9号 平成26年度今帰仁村一般会計予算について」を議題といたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時36分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時36分)

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第9号

平成26年度今帰仁村一般会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村一般会計予算

平成26年度今帰仁村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億7,920万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成26年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 村 税		520,872
	1 村 民 税	160,782
	2 固 定 資 産 税	279,546
	3 軽 自 動 車 税	24,981
	4 市 町 村 た ば こ 税	55,561
	5 特 別 土 地 保 有 税	2

款	項	金額
2 地方譲与税		47,232
	1 地方揮発油譲与税	14,161
	2 自動車重量譲与税	33,070
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		1,133
	1 利子割交付金	1,133
4 配当割交付金		599
	1 配当割交付金	599
5 株式等譲渡所得割交付金		171
	1 株式等譲渡所得割交付金	171
6 地方消費税交付金		73,599
	1 地方消費税交付金	73,599
7 ゴルフ場利用税交付金		18,325
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,325
9 自動車取得税交付金		6,059
	1 自動車取得税交付金	6,059
10 地方特例交付金		1,202
	1 地方特例交付金	1,201
	2 特別交付金	1
11 地方交付税		2,003,617
	1 地方交付税	2,003,617
12 交通安全対策特別交付金		1
	1 交通安全対策特別交付金	1
13 分担金及び負担金		35,727
	1 分 担 金	3
	2 負 担 金	35,724
14 使用料及び手数料		40,133
	1 使 用 料	32,903
	2 手 数 料	7,230
15 国庫支出金		617,833
	1 国庫負担金	251,245
	2 国庫補助金	363,344
	3 国庫委託金	3,244

款	項	金額
16 県 支 出 金		1,062,520
	1 県 負 担 金	161,585
	2 県 補 助 金	867,767
	3 県 委 託 金	33,168
17 財 産 収 入		13,182
	1 財 産 運 用 収 入	13,178
	2 財 産 売 払 収 入	4
18 寄 附 金		19,582
	1 寄 附 金	19,582
19 繰 入 金		175,952
	1 繰 入 金	175,952
20 繰 越 金		10,000
	1 繰 越 金	10,000
21 諸 収 入		184,965
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	577
	2 預 金 利 子	150
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1
	4 雑 入	147,171
	5 受 託 事 業 収 入	37,066
22 村 債		346,500
	1 村 債	346,500
歳 入 合 計		5,179,204

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		73,942
	1 議 会 費	73,942
2 総 務 費		806,679
	1 総 務 管 理 費	668,968
	2 徴 税 費	82,750
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	28,682
	4 選 挙 費	22,630
	5 統 計 調 査 費	2,157
	6 監 査 委 員 費	1,492

款	項	金額
3 民 生 費		1,478,505
	1 社 会 福 祉 費	993,118
	2 児 童 福 祉 費	485,387
4 衛 生 費		316,299
	1 保 健 衛 生 費	130,887
	2 清 掃 費	185,412
5 勞 働 費		1
	1 失 業 対 策 費	1
6 農 林 水 産 業 費		478,531
	1 農 業 費	449,831
	2 林 業 費	14,559
	3 水 産 業 費	14,141
7 商 工 費		171,641
	1 商 工 費	171,641
8 土 木 費		458,921
	1 土 木 管 理 費	13,056
	2 道 路 橋 梁 費	370,363
	3 河 川 費	47,276
	4 港 湾 費	20,076
	5 住 宅 費	8,150
9 消 防 費		180,550
	1 消 防 費	180,550
10 教 育 費		690,869
	1 教 育 総 務 費	100,906
	2 小 学 校 費	61,607
	3 中 学 校 費	24,543
	4 幼 稚 園 費	32,064
	5 社 会 教 育 費	235,050
	6 保 健 体 育 費	236,699
11 災 害 復 旧 費		3
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		520,260
	1 公 債 費	520,260

款	項	金額
13 諸 支 出 金		3
	1 普 通 財 産 取 得 費	2
	2 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	1
14 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		5,179,204

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 15,900	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
村づくり交付金（中部地区）	7,800	〃		
村づくり交付金（東部地区）	16,200	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	28,000	〃		
村道古宇利線改良事業	16,300	〃		
村道仲尾次水溜線	2,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	90,200	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	4,800	〃		
臨時財政対策債	165,000	〃		
合 計	346,500			

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時56分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第14.「議案第10号 平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第10号

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算

平成26年度今帰仁村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億1,047万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

- (1) 総務費の各項に計上された給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。
- (2) 各項に計上した旅費、需用費、委託料、使用料、役務費及び備品購入費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。
- (3) 保険給付費及び老人保健拠出金の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成26年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後1時33分)

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		242,537
	1 国民健康保険税	242,537
2 一部負担金		4
	1 一部負担金	4
3 使用料及び手数料		516
	1 手数料	516
4 国庫支出金		736,136
	1 国庫負担金	424,999
	2 国庫補助金	311,137
5 療養給付費交付金		43,246
	1 療養給付費交付金	43,246
6 前期高齢者交付金		117,330
	1 前期高齢者交付金	117,330
7 県支出金		129,821
	1 県負担金	19,320
	2 県補助金	110,501
8 連合会支出金		2
	1 連合会補助金	2
9 共同事業交付金		279,151
	1 共同事業交付金	279,151
10 財産収入		1
	1 財産収入	1
11 寄付金		1
	1 寄付金	1
12 繰入金		161,598
	1 他会計繰入金	161,597
	2 基金繰入金	1
13 繰越金		2
	1 繰越金	2

款	項	金額
14 諸 収 入		124
	1 延滞金、加算金及び過料	113
	2 預 金 利 子	1
	3 受 託 事 業 収 入	1
	4 雑 入	9
15 村 債		2
	1 村 債	1
	2 広域化等支援基金貸付金	1
歳 入 合 計		1,710,471

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		46,799
	1 総 務 管 理 費	33,010
	2 徴 税 費	13,609
	3 運 営 協 議 会 費	80
	4 趣 旨 普 及 費	100
2 保 険 給 付 費		975,686
	1 療 養 諸 費	833,525
	2 高 額 療 養 費	128,952
	3 移 送 費	2
	4 助 産 諸 費	12,607
	5 葬 祭 諸 費	600
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		216,718
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	216,718
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		160
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	160
5 老 人 保 健 拠 出 金		11
	1 老 人 保 健 拠 出 金	11
6 介 護 納 付 金		117,169
	1 介 護 納 付 金	117,169
7 共 同 事 業 拠 出 金		312,766
	1 共 同 事 業 拠 出 金	312,766

款	項	金額
8 保 健 施 設 費		24,334
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	14,914
	2 保 健 施 設 費	9,420
9 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
10 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
11 諸 支 出 金		10,826
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,826
12 繰 上 充 用 金		1
	1 繰 上 充 用 金	1
13 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		1,710,471

以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 日程第15.「議案第11号 平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第11号

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算

平成26年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,217万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成26年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		39,067
	1 後期高齢者医療保険料	39,067
2 使用料及び手数料		41
	1 手 数 料	41
4 繰 入 金		43,051
	1 一 般 会 計 繰 入 金	43,051
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		18
	1 延滞金、加算金、及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	11
	3 預 金 利 子	1
	4 雑 入	4
歳 入 合 計		82,178

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		2,943
	1 総 務 管 理 費	2,923
	2 徴 収 費	20
2 後期高齢者医療広域連合納付金		79,220
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	79,220

款	項	金額
3 保 健 福 祉 事 業 費		3
	1 保 健 福 祉 事 業 費	3
4 諸 支 出 金		12
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11
	2 繰 出 金	1
歳 出 合 計		82,178

以上でございます。

- 議長 久田浩也君 日程第16.「議案第12号 平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後1時46分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後1時46分)

副村長。

- 副村長 大城清紀君
議案第12号

平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算について

上記の議案について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成26年度今帰仁村簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 3,645戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 1,174,500m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 3,218m ³ |

(4) 主要な建設改良事業

天底地区簡易水道事業	1億9,500万円
諸志地区簡易水道事業	2億3,400万円
湧川地区簡易水道事業	1億6,800万円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		3億6,620万円
第1項 営業収益		2億545万2,000円
第2項 営業外収益		1億6,074万5,000円
第3項 特別利益		3,000円
	支	出
第1款 事業費		4億2,688万6,000円
第1項 営業費用		3億9,010万円
第2項 営業外費用		3,476万3,000円
第3項 特別損失		102万3,000円
第4項 予備費		100万円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,764万8,000円は引継金7,764万8,000円で補てんするものとする)。

	収	入
第1款 資本的収入		6億766万2,000円
第1項 企業債		1億9,900万円
第2項 補助金		3億9,800万円
第3項 出資金		1,066万円
第4項 固定資産売却代金		1,000円
第5項 その他資本収入		1,000円
	支	出
第1款 資本的支出		6億8,531万円
第1項 建設改良費		6億4,025万3,000円
第2項 企業債償還金		4,405万5,000円
第3項 国庫補助金返還金		1,000円
第4項 その他資本的支出		1,000円
第5項 予備費		100万円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払い金の金額は、それぞれ5,292万6,000円及び3,689万4,000円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天底地区簡易水道事業	千円 65,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
諸志地区簡易水道事業	78,000			
湧川地区簡易水道事業	56,000			
計	199,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,952万4,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,900万円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

平成26年3月4日

今帰仁村長 與那嶺 幸人

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後1時55分)

- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 1 時55分)
副村長。
- 副村長 大城清紀君 失礼いたしました。4 ページまで説明をいたしましたけれども、以下の予算に関する説明書につきましては、お目通しを願いたいと思います。よろしく願いいたします。
- 議長 久田浩也君 日程第17. 「議案第13号 工事請負契約について」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。副村長。
- 副村長 大城清紀君
議案第13号

工事請負契約について

村道与那嶺諸志線道路改築工事 (2 工区) について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

- 1, 契約の目的 村道与那嶺諸志線道路改築工事 (2 工区)
- 2, 原契約の金額 ￥48,300,000
- 3, 変更契約の金額 ￥ 2,730,000
- 4, 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根27番地
有限会社 タマキ産業
代表取締役 玉 城 則 雄

平成26年 3 月 4 日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

村道与那嶺諸志線道路改築工事 (2 工区) の設計変更に伴い増額することにより請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めためこの議案を提出します。

次ページに契約書のコピーが添付されておりますので、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

- 議長 久田浩也君 日程第18. 「報告第 1 号 専決処分の報告について」を議題といたします。
本件について提出者の報告を求めます。副村長。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 1 時59分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 1 時59分)
副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	諸志簡易水道施設整備工事9工区
議決された契約の金額	¥78,750,000
専決処分した契約の金額	¥ 126,000

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成25年12月26日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに変更契約書を添付してございます。よろしくお願いたします。

○ 議長 久田浩也君 日程第19.「報告第2号 専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	村営仲宗根団地新築建築工事
議決された契約の金額	¥156,450,000
専決処分した契約の金額	¥ 181,650

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成26年1月23日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

次ページに変更契約書を添付してございますので、お目通しください。

○ 議長 久田浩也君 日程第20.「報告第3号 専決処分の報告について」を議題といたします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

平成26年3月4日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	諸志簡易水道施設整備配水管布設工事 1 工区
議決された契約の金額	¥71,085,000
専決処分した契約の金額	¥ 2,809,800

理由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

平成26年 2 月 19 日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

工事請負変更契約書が次ページに添付してございますので、お目通しください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第21. 「同意案第 1 号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第 1 号

教育委員の任命について同意を求める件

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 4 条第 1 項によって、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字謝名10番地	しげ 重 　 はなけ 昌 　 やす 泰 　 よ 代	45歳	自：平成26年 4 月 1 日 至：平成30年 3 月 31 日

平成26年 3 月 4 日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

教育委員 重島泰代氏が平成26年 3 月 31 日任期満了のため、この同意案を提出します。

履歴書については、お目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後2時06分)